

第12回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月11日（金）13時30分～14時00分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 11人

三上 豊	委員	境 祐二	推進委員
藤田 重孝	委員	山口 努	推進委員
原子 一行	委員	八木橋祐也	推進委員
浅利 力	委員		
長内 幸子	委員		
土岐 工	委員		
三浦 隆彦	委員		
高橋 藤人	委員		

4. 議事日程

議案第25号	農用地利用集積計画書の決定について
報告第22号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第23号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(追加議案)

議案第26号	大鰐町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
--------	----------------------------------

5. 農業委員会事務局職員

局長	田中 利幸	次長	齋藤 孝嗣	主査	水木 雄士	主事	花岡 美来
----	-------	----	-------	----	-------	----	-------

6. 会議の概要

齋藤次長 皆様に送付した文書に記載したとおり、前回の総会と同様に、新型コロナウイルス感染防止のため、事務局の説明を省略し、採決のみとさせていただきます。それでは、第12回大鰐町農業委員会総会を開催致します。
高橋会長より挨拶申し上げます。

会 長 (挨拶)

齋藤次長 会長が引続き進行致しますのでよろしくお願いいたします。

議 長 本日は、委員15名中11名の出席ですので、総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 それでは、私の方から指名いたします。
5番の原子 一行委員と8番の土岐 工委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。
議案第25号、農用地利用集積計画の決定について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第25号について原案のとおり許可することに致します。

続きまして、報告第22号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第22号は原案のとおり受理することに致します。

続きまして、報告第23号、農地法第18条第6項の規定による通知書に受理について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第23号は原案のとおり受理することに致します。

続きまして、お手元にあります追加議案第26号について、農林課担当者より説明いたします。

渡邊主査 議案第26号について説明させていただきます。
まず、変更理由ですが、「青森県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が令和3年3月に変更となったため、大鰐町が定める「農業経営の基盤の強化の

促進に関する基本構想」の見直しを図り、地域農業の実態に即した経営指標等を作成し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成や、地域農業を維持するためにとるべき措置等を再度検討することを目的として変更するものであります。主な変更点は、旧基本構想の別紙様式等を統一、新規就農者等の所得目標の変更、営農類型別の農業経営規模等に関する指標の変更、効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標の変更、個別経営体等の経営指標の変更となります。

議長 ただいま説明のありました議案第26号について、質問・意見等ございませんか。

三浦委員 県の基本方針の変更に伴って、町の基本構想が見直される説明があったが、当町の農業従事者や耕作面積が減少し、一戸あたりの経営面積が増えているなどの実情を踏まえて、町として何か具体的な計画はあるのか。あれば教えてほしい。

田中局長 人・農地プランの実質化を法定化するという今後の計画があり、農業委員会としては目標地図の作成を計画しております。目標地図の作成は、耕作放棄地になる可能性のある農地の把握や、農地の集積・集約化の促進につながると考えております。

三浦委員 農地の集約・規模拡大というが、そのためには農業用機械に頼るしかないため中山間地域である大鰐町でも大型農業用機械の移動や農地へのアクセスという点で適応できるのか疑問だ。また、法人を通じた水田活用交付金についてだが、5年水を張らないということが交付金の要件にあることから、耕作放棄地になってしまう可能性がある。もっと農道や水利等の農業生産基盤の整備ができてれば耕作できる人もいると思う。町に沿ったかたちの助成や支援策に取り組んでもらいたい。

土岐委員 確かに以前、段々になっている農地の耕作を依頼されたことがあったが、機械での作業がしにくいため、段差をならしてもらえるような補助制度などがあれば、もっと前向きに耕作を検討することができる。

田中局長 農業用機械の購入や農業生産基盤に関する補助については必要だと考えているが、まずは町全体の状況を知るためにも地図の作成が不可欠になってくると考えています。

長内委員 農地中間管理事業に関してですが、報酬金のようなものはあるのか。労働バンクでは仕事をした分、報酬があるため、労働者のやる気につながっている。

事務局 農地中間管理事業に関しては、令和4年度以降は個人への交付金は対象外となりました。

三浦委員 農地バンクは県でやっていることだから、仕方がないと思うが農地バンクが始まった当初は交付金も出て利用する人も多くいたが、今はほとんどいない。耕作放棄地の状況への見込みが甘かったのではないかと感じている。最近では、県の原油・原材料価格高騰等対策事業に申請をしても、大鰐町ではほとんどの人が交付の対象とならず、町で県事業などに取組んでいないから対象とならないのではという声も挙がっている。

議 長 本日出された意見については、今後反映した取組みが出来るよう町としても具体策を考える必要があると思います。
今回の議案にあります町の基本構想の変更に関しては、問題ないかと思ひます。
その他、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第 26 号は原案のとおり承認することに致します。

これで、全ての議案の審議が終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、第 12 回総会を閉会致します。